

県外私立高校へ通学する生徒の助成制度の改善の検討を求める意見書

教育機会の平等の視点から私立高校への授業料無償化が本年4月より改善され、世帯収入590万円未満の就学支援金が引き上げられる。しかしこの制度は都道府県によって取り扱いが異なり、県内私学独自優遇の措置をしている県もある。

2019年度で見ると東京都はどの都道府県に入学しても449,000円＋入学金補助貸付250,000円まで整備されている。更に本年度は独自措置を拡大し、私立高校には対象を広げ世帯年収760万円から910万円と拡大し公立高校にも3子以上の世帯には年収要件関係なく授業料の半額に当たる約6万円を新規給付することを決めた。

一方、埼玉県では2019年度において世帯年収609万円のモデルケースでは県内の私立高校に進学した家庭に国の就学支援金11万8,800円と県の就学支援金25万9,200円、合計37万8,000円が支給される。しかし県外の私立高校に進学した際には県の就学支援金は支給されず、来年度以降も国の就学支援金しか支給されない予定である。

埼玉県教育委員会が実施した2019年3月の中学校等卒業者の進路状況調査によると卒業生63,542人の内62,970人(99.1%)、その内全日制高校進学者は58,768人(92.5%)、定時制1,062人(1.7%)、通信制2,387人(3.8%)である。全日制の内、県内公立37,066人(進学者の58.3%)、県内私立16,476人(25.9%)、県外私立5,084人(8.0%)、その他(特別支援高等部643人ほか)という状況である。

現在の埼玉県の制度では私立高校に進学する場合でも結果的に県内私立高校を優先しており、東京都と隣接している本市では東京都の私立高校に進学する生徒も多く、同じ県民でありながら教育格差が生じる恐れが禁じ得ない。

教育環境の平等性の確保から県外の私立高校に進学した生徒にも県の就学支援金の支給を検討することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

所 沢 市 議 会

提 出 先

埼玉県知事

埼玉県教育長